

八代市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策中小企業等利子補給 補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業等の経営の安定化を図るため、国及び熊本県が実施する金融円滑化特別資金、熊本県新型コロナウイルス感染症対応資金、小規模事業者経営改善資金又は生活衛生改善貸付（以下「利子補給対象融資制度」という。）を利用した者に対し、予算の範囲内において、八代市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策中小企業等利子補給補助金（以下「利子補給補助金」という。）を交付することに關し必要な事項を定めるものとする。

(利子補給の対象者)

第2条 利子補給補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 令和2年3月2日以後に利子補給対象融資制度による事業資金の融資（以下「融資」という。）を受け、融資に係る利子を支払っていること。
- (2) 市内で3か月以上事業を営んでいること。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 本市以外の者から融資に係る利子補給（熊本県が定める熊本県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給補助金交付要綱に基づき、同要綱に定める補助対象期間に熊本県から受けた利子補給を除く。）を受けていないこと。

(利子補給期間)

第3条 利子補給補助金の交付の対象となる期間（以下「利子補給期間」という。）は、融資を受けた日の属する月から5年以内の期間（熊本県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給補助金交付要綱に基づく利子補給を受けた者にあっては、当該期間のうち同要綱に定める補助対象期間を除いた期間）とする。

2 前項の規定にかかわらず、利子補給期間において、次の各号に掲げる事由が生じた場合には、当該各号に定める日の属する月を利子補給期間の終期とする。

- (1) 事業所を市外に移転した場合 移転した日
- (2) 償還期限を繰り上げて償還を完了した場合 償還を完了した日
- (3) 償還を怠った場合 約定に従い償還をした最後の日
- (4) 事業を休止し、又は廃止した場合 当該休止し、又は廃止した日

(利子補給補助金の額)

第4条 利子補給補助金の額は、毎年1月1日から12月31までの間に金融機関に支払った融資に係る利子額（償還の遅延に係る利子支払額を除く。）とする。

2 前項の規定による利子補給金の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(利子補給補助金の申請)

第5条 利子補給補助金の交付を受けようとする者は、八代市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策中小企業等利子補給補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 利子支払証明書（様式第2号）

(2) 納税証明書

(3) 履歴事項全部証明書又は確定申告書の写し等

(4) 利子補給補助金の振込先が確認できる通帳の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、毎年1月1日から12月31日までの期間に係る利子補給補助金について、翌年の3月31日までに行わなければならない。

(利子補給補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、利子補給補助金の交付の可否を決定し、八代市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策中小企業等利子補給補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により利子補給補助金の交付を決定する場合において、その交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(利子補給補助金の交付)

第7条 市長は、前条の規定により利子補給補助金の交付を決定したときは、当該交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対し、利子補給補助金を交付するものとする。

(交付の取消し等)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、利子補給補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した利子補給補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により利子補給補助金の交付決定を受けたとき。

(2) その他市長が利子補給補助金の交付決定を取り消すことが適当と認めるとき。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和2年八代市告示第115号）

(施行期日等)

1 この告示は、公布の日から施行し、令和2年3月2日以後に受けた融

資に係る利子について適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効の際現に利子補給補助金の交付決定を受けている交付決定者に関する第 8 条の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

この告示は、令和 5 年 8 月 10 日から施行する。